２０　　年　　月　　日

崇城大学

学長　○○　○○　殿

〒

住 　所

企業機関名

代表者名　　 　　　　　　　　 職印

学術指導申込書

下記の事項に同意の上、次に示す内容により学術指導（以下「本学術指導」という。）の実施を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| １．指導題目 |  |
| ２．指導目的及び内容 |  |
| ３．指導担当者（学部学科・職・氏名） |  |
| ４．指導期間及び総指導時間 | ２０　　年　　月　　日　～　２０　　年　　月　　日 |
| （年・月・週） | 　　　　　　　　回 | 合計　　　　　　時間 |
| ５．学術指導料（税込金額） | ①指導料 | 　　円 |
| ②必要経費　 | 円 |
| 【内訳】消耗品 | 　　円 |
| 備品費 | 　　円 |
| 謝金・人件費 | 　　円 |
| その他 | 　　円 |
| ③間接経費（（①＋②）の１０％） | 　　円 |
| ④合計（①＋②＋③） | 　　円 |
| ６．指導実施場所 |  |
| ７．申込者側の事務連絡先 | 住所：〒 |
| 担当部署・担当者氏名： |
| 電話番号： |
| E-Mail： |
| ８．指導題目及び申込者の分類本項目は、末尾の「参考」をご参照の上、ご記入ください。 | 指導題目の分野 | 分野を選択してください |
| 申込者の機関区分 | 機関区分を選択してください |
| 申込者の規模 | 規模を選択してください |
| ９．情報開示について | ☑欄の項目について、情報の非公開を希望します。[ ] 社名　　[ ] 指導題目　　[ ] 指導担当者名　　[ ] 学術指導料 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １０．参加者（所属・役職・氏名） |  | 計　　名 |

=================================================================================================

参考：申込書「８．指導題目及び申込者の分類」の記入について（本紙以降は印刷不要です）

１．分野

次の中から最もふさわしい研究分野の番号を１つ選んで学術指導申込書に記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | ライフサイエンス | ２ | 情報通信 |
| ３ | 環境 | ４ | 物質・材料 |
| ５ | ナノテクノロジー | ６ | エネルギー |
| ７ | 宇宙開発 | ８ | 海洋開発 |
| ９ | その他 |  |

それぞれの研究分野の詳細は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| ライフサイエンス分野 | 生命現象 ・生物機能を解明する基礎的研究から、実験生物、保健・医療に関する研究、環境保全、生物の工業利用、食料資源の開発、生物によるエネルギー開発など、生命科学に係る研究を幅広くとらえていいます。また、生命倫理や法制度など関連する人文・社会科学的な研究も含みます。 |
| 情報通信分野 | 集積回路や電子機器材料などハードウェアに関する研究開発、デジタル通信技術やソフトウェア（OS等システムプログラムのみでなく、アプリケーションも含む。） 関する設計開発のほか、画像処理、暗号・認証技術や遠隔医療診断など情報処理技術の利用法に関する研究、ネットワーク高度化技術の研究、高度コンピューティング技術の研究、ヒューマンインターフェース技術の研究などをいいます。 |
| 環境分野 | 自然環境保護、環境汚染対策を目的とする自然科学的研究のほか、環境税制、都市計画、社会制度（ゴミの回収等）など環境問題に関連する人文・社会科学的な研究も含みます。いわゆる省エネに関する技術も広く含めます。 |
| 物質・材料分野 | 情報通信や医療等の基盤となる原子・分子サイズでの物質の構造及び形状の解明・制御や、表面、界面等の制御等の物質・材料技術、及び省エネルギー・リサイクル・省資源に応える付加価値の高いエネルギー・環境用物質・材料技術、並びに安全な生活空間を保障するための安全空間創成材料技術等に関する研究をいいます。 |
| ナノテクノロジー分野 | ナノ（10億分の1）メートルのオーダーで原子・分子を操作・制御すること等により、ナノサイズ特有の物質物性等を利用した新しい機能を発現させる研究等をいいます。具体的には、ナノレベルで物質構造等を制御することで、超高強度化、超軽量化、超高効率発光等の革新的機能を有するナノ物質・材料、超微細化技術や量子効果の活用等により、次世代の超高速通信、超高速情報処理を実現するナノ情報デバイス、体内の患部に極小のシステムを直接送達し、診断・治療する医療技術、様々な生物現象をナノメートルレベルで観察し、そのメカニズムを活用し制御するナノバイオロジーなどの研究開発をいいます。 |
| エネルギー分野 | 化石燃料、地熱・太陽・風力・海洋・生物等の自然、原子力などエネルギー源の開発に関する研究（特殊な材料など周辺技術も含みます。）と、エネルギー消費の効率化（いわゆる省エネ）に関する研究をいいます。また、炭素税などエネルギー問題に関連する人文・社会科学的な研究も含みます。 |
| 宇宙開発分野 | 衛星搭載機器、宇宙用耐熱材料、衛星通信、衛星写真の解析による資源探査など、宇宙空間の利用に関係する研究を幅広くいいます。ただし、天体観測や宇宙線の観測など、天文学に属する学術的な研究は含みません。 |
| 海洋開発分野 | 魚介類の養殖、海洋生物資源の調査計測、海底油田探査技術、海水からの金属抽出、潮汐発電など、海洋を利用することを目的とする研究を帳広く含めていいます。ただし、船舶など海上輸送機器の設計開発は除きます。 |
| その他 | 上記に当てはまらない研究分野 |

２．機関区分

次の中から該当する分類の番号を選んで学術指導申込書に記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 国 | ２ | 国内の地方公共団体 |
| ３ | 国・公立大学 | ４ | 国・公営、独立行政法人等の研究機関 |
| ５ | 国内の公営企業・公庫等 | ６ | 国内のその他公的機関 |
| ７ | 国内企業 | ８ | 国内の私立大学 |
| ９ | 国内の非営利団体 | 10 | 海外企業 |
| 11 | 海外の大学法人 | 12 | 海外の政府機関 |
| 13 | 海外の民間非営利団体 | 14 | 海外のその他機関 |

機関区分に関する詳細は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| ①国 | 「③国・公立大学」、「④国・公営、独立行政法人等の研究機関」のいずれにも該当しない国の組織 |
| ②国内の地方公共団体 | 「③国・公立大学」、「④国・公営、独立行攻法人等の研究機関」、「⑤公営企業・公庫等」のいずれにも該当しない地方公共団体の組織 |
| ③国・公立大学 | 国公立の大学（大学院研究科、大学附属病院、附属研究施設を含む。）、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び独立行政法人国立高等専門学校機構 |
| ④国・公営、独立行政法人等の研究機関 | ○国・公営の研究機関国立・公立の研究所、研究センター、病院附属研究所、試験場、検査場、教育センター、科学センター、技術センター、環境センター、森林センター、海洋センター等○研究を行うことを主な目的とする法人 |
| ⑤国内の公営企業・公庫等 | ○公営事業を営む国・地方公共団体の機関上水道・簡易水道・工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、下水道事業、病院事業（病院附属研究所を除く。）、市場事業、と審事業、観光施設事業 、駐車場整備事業などの公営事業を営む国・地方公共団体の機関○産業連関表において生産活動主体が「産業」に分類されている法人（「④国・公営、独立行政法人等の研究機関」に該当するものを除く。） |
| ⑥国内のその他公的機関 | 「③国・公立大学」、「④国・公営、独立行政法人等の研究機関」、「⑤公営企業・公庫等」、「⑦会社」、「③私立大学」のいずれにも該当しないもの |
| ⑦国内企業 | 株式会社（日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社などの特殊法人である会社を含む。）、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び個人で経営する形態の企業 |
| ⑧国内の私立大学等 | 私立の大学（大学院、大学附属病院、研究所を含む。）、短期大学、高等専門学校、学校法人が設立する研究所、放送大学 |
| ⑨国内の非営利団体 | 他の区分に含まれない法人、団体、個人例）公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO）、宗教教法人、医療法人、社会福祉法人、生活協同組合、農業協同組合、事業協同組合、企業組合、技術研究組合、労働組合、後援会、同窓会 |
| ⑩海外企業 | 海外の会社（海外現地法人、公営企業を含む。） |
| ⑪海外の大学 | 海外の大学（大学院、附属病院・研究所を含む。）、高等教育機関（附属病院・研究所を含む。） |
| ⑫海外の政府機関 | 海外の政府機関（中央政府又は地方／州政府の各府省庁、部局、高等教育以外の政府機関、国・公立の研究所など） |
| ⑬海外の民間非営利団体 | 海外の非営利法人・団体、個人 |
| ⑭海外のその他機関 | その他の海外の組織（国際組織など） |

３．規模

次の中から該当する規模の番号を選んで学術指導申込書に記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 大企業 |
| ２ | 中小企業（※1） |

※1　中小企業基本法に基づく中小企業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種分類 | 資本金 | 従業員 |
| 製造業その他 | ３億円以下 | ３００人以下 |
| 卸売業 | １億円以下 | １００人以下 |
| サービス業 | ５千万円以下 | １００人以下 |
| 小売業 | ５千万円以下 | ５０人以下 |

上記の資本金又は従業員数のどちらか一方を満たせば対象となります。